

変動金利定期預金（単利型）規定

変動金利定期預金（単利型）（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定および次の規定により取扱いします。

当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

1（預金の支払時期）

この預金は、証書記載の満期日以後に支払います。

2（証券類の受入れ）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、当店で返却します。

3（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書記載の中間利払利率（上記3により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

a 現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座に入金します。

② 中間利払日数および証書記載の利率（上記3により利率を変更したときは変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）当行がお客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、

別途定める「反社会的勢力との取引排除規定」により解約する場合など、やむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

a 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ア 6か月以上1年未満 約定利率×50%

イ 1年以上2年未満 約定利率×70%以上

b 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ア 6か月以上1年未満 約定利率×40%

イ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

ウ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

エ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

オ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに提出してください。

(2) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

以 上
(2020.4.1)